

甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づく基幹系システムの標準化に伴い、住民基本台帳に記録されていない者（以下「住登外者」という。）の登録・管理を行う「住登外者宛名番号管理機能」が共通機能として設けられることとなり、この機能を扱う事務については、個人番号の独自利用を行う事務等として条例に定める必要があると国から示されたため、甲賀市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

（1） 個人番号の利用範囲に、住登外者宛名情報を利用して行う法定事務及び準法定事務を追加し、他業務との連携が行えるようにします。

【第4条関係】

（2） 住登外者宛名番号管理機能で取り扱う事務を別表に追加します。

（3） その他所要の改正を行います。

【別表第1及び別表第2関係】

（4） この条例は、令和8年1月1日から施行します。

【付則関係】

3 その他

従来の行政手続及び市民サービスに影響はありません。